

千葉県収用委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の改正の概要

1 改正理由

国において、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に係る主務省令が改正されたことを踏まえ、知事等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年規則第194号。以下「県デジタル手続規則」という。）が一部改正（令和7年4月1日施行）された。これを踏まえ、千葉県収用委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程についても、県デジタル手続規則の改正内容に準じて所要の改正を行った。

2 改正内容（主なもの）

- （1）規程で規定されている手続等に用いられる電子署名について、①政府認証基盤（GPKI）の官職証明書に基づく電子証明及び②地方公共団体組織認証基盤（LGPKI）の職責証明書に基づく電子証明が利用可能であることを明確にした（第2条第1項第1号）。
- （2）収用委員会から発出する処分通知等に行う電子署名に関する要件を緩和した（第5条第2項及び第3項）。
- （3）電磁的記録の作成等を行う手段について、磁気ディスク等に限らず広く対象となるよう「電磁的記録媒体」に改めることにより、クラウドサービス等の利用が可能であることを明確にした（第7条第1項）。

3 施行日

令和8年4月1日